

高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、学生の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で「市町村民税+都道府県民税の所得割額合計額が50万7000円（年収910万円程度）未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円（月額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

（下の表は、法律の改正がありましたため、平成30年7月以降に該当するものです。）

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円（a））です。

市町村民税+都道府県民税所得割額 （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
50万7000円以上	月額0円（支給なし）	月額19,550円
25万7500円以上～50万7000円未満	月額9,900円（一律支給のみ）	月額9,650円
8万5500円以上～25万7500円未満	月額14,850円（加算額4,950円）	月額4,700円
0円（非課税）～8万5500円未満	月額19,550円（加算額9,650円）	月額0円

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

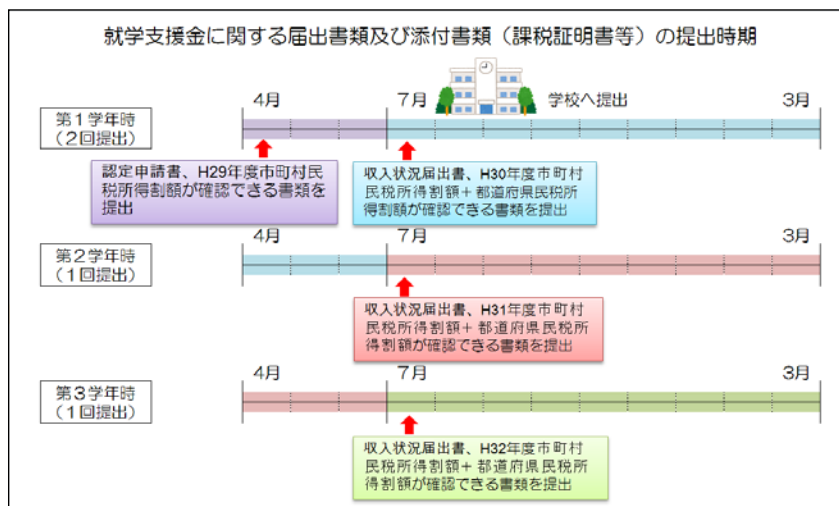
※保護者全員（父母両方（収入が無くても必要）の市町村民税+都道府県民税所得割額（100円未満切捨て）の合算額で判定します。

※保護者全員の所得割額が確認できない場合、加算は受給できません（一律支給9,900円のみを受給）。

3. 受給資格認定の申請、収入状況の届出

第1学年時は、平成30年4～6月の支給を平成29年度の市町村民税で、平成30年7月～平成31年6月の支給を平成30年度の市町村民税+都道府県民税所得割額で判定します。そのため4月には認定申請書と課税証明書等を、6～7月には収入状況届出書と課税証明書等を提出する必要があります。（第1学年は2回提出が必要です。）

また、就学支援金を受給している学生は毎年度提出期限までに収入状況届出書等を提出しなければなりません。（下図参照）正当な理由がなく提出しない場合は、就学支援金が一時差し止めとなり、収入状況届出書等を提出するまでの間の月は就学支援金を受給することができません。



保護者全員の市町村民税+都道府県民税所得割額が確認できる書類について

- ・マイナンバーでの申請はできません。
- ・可能な限りマイナンバー未記載のものを御提出ください。

- ・市町村によっては、マイナンバーを省略できない場合があります。その場合は、**黒色（マジック等）で塗りつぶして**御提出ください。

問合せ窓口：

石川工業高等専門学校

学生課学生係

TEL：076-288-8033

4. 必要な手続き

提出書類及び提出時期

各人により、提出書類が異なりますので、該当する書類をご提出ください。

《4月（支給期間：H30.4～6月分）》

対象	提出書類
受給対象となる方	○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 ○保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類（ 原本 ） （※平成28年所得に基づく平成29年度市町村民税所得割額が確認できる書類を添付） ○平成30年度高等学校等就学支援金（4月提出時）意向確認書
受給対象外の方	○平成30年度高等学校等就学支援金（4月提出時）意向確認書

《7月提出（支給期間：H30.7～H31.6月分）》

対象	提出書類
4月も7月も受給対象となる方	○収入状況届出書 ○保護者全員の所得割額（市町村民税+都道府県民税）が確認できる書類（ 原本 ）（※平成29年所得に基づく平成30年度所得割額（市町村民税+都道府県民税）が確認できる書類を添付） ○平成30年度高等学校等就学支援金（7月提出時）意向確認書
4月は受給対象外で、7月から受給対象となる方	○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 ○保護者全員の所得割額（市町村民税+都道府県民税）が確認できる書類（ 原本 ）（※平成29年所得に基づく平成30年度所得割額（市町村民税+都道府県民税）が確認できる書類を添付） ○平成30年度高等学校等就学支援金（7月提出時）意向確認書
4月は受給対象で、7月から受給対象外となる方	○平成30年度高等学校等就学支援金（7月提出時）意向確認書
4月も7月も受給対象外の方	○平成30年度高等学校等就学支援金（7月提出時）意向確認書

※ 保護者全員の市町村民税+都道府県民税所得割額が確認できる書類は、課税証明書、特別徴収税額の決定・変更通知書等です。

※ 控除対象配偶者も加算区分に影響があるため基本的に提出が必要です。

5. 就学支援金制度の諸注意

○就学支援金の所得確認は、原則として保護者（親権者）の所得割額を合算した額を基準とします。離婚等で保護者（親権者）が一人の場合はその保護者（親権者）の税額で、親権者がいない場合（成人の学生等）で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。

○書類提出後に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出書等の提出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
・婚姻またはその解消等による保護者の変更があった場合
・平成30年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得割額の変更があった場合（平成29年以前の所得割額の変更も対象）

○国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年2回に分けてお支払いいただきます。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

○就学支援金は所得割額を基準に支給されるため、保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります。その場合でも、本制度とは別に、家計急変支援金制度の対象となる場合がありますので、詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせ下さい。